



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第649号 令和5年11月28日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
548	令和5年度ふぐ処理師試験を実施する件	消費者くらし安全局 安全衛生課
549	肥料の登録の有効期間を更新した件	みどり戦略推進課
550	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林整備課
551	森林管理重点地域の指定をする件	同
552	道路の区域を変更する件	道路整備課
553	同	同
554	同	同
555	道路の供用を開始する件	同
556	同	同
557	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
123	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
124	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
125	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の阿南選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
126	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
127	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
128	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
129	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

【人事委員会告示】

番号	表題	担当課名
10	徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定	
11	徳島県警察官採用候補者名簿の確定	
12	採用候補者名簿の失効	
13	徳島県警察官昇任候補者名簿の確定	

【人事委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1 4	徳島県警察官昇任候補者名簿の失効		

【正誤】

番 号	表	題	担当課名
	令和5年11月17日付け徳島県報第64 6号徳島県告示第522号中訂正		道路整備課

徳島県告示第五百四十八号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第七条の規定により、令和五年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 試験の日時
令和六年二月二十一日（水曜日）及び同月二十二日（木曜日）午前十時から
- 二 試験の場所
徳島市沖浜東二丁目一六番地 徳島市生涯福祉センター（ふれあい健康館）
- 三 受験願書の提出先
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内
一般社団法人徳島県食品衛生協会
- 四 受験願書の受付期間
令和六年一月十七日（水曜日）から同月三十一日（水曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。
ただし、郵送による場合は、同月三十一日までの消印があれば受け付ける。
- 五 受験願書の添付書類
写真（出願前六月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦三・センチメートル横二・四センチメートルのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限る。）
- 六 受験手数料
一万五千元（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）
- 七 受験願書の用紙の請求先
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内
一般社団法人徳島県食品衛生協会
- 八 その他
この試験についての問合せは、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課（電話〇八八 六二一 二二二九）又は一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話〇八八 六二一 二二二九）へすること。

徳島県告示第五百四十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四三三号	肉骨粉	徳島化製B	窒素全量 九・〇 りん酸全量 五・〇	公定規格の定め のとおり	徳島化製事業協業組合 徳島市不動本町三丁目一七〇四番地の一	令和十一年十月十三日
徳島県 第二八四号	消石灰	粒状消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	吉見石灰工業株式会社 阿南市津乃峰町戎山九番地	同 十一月九日

徳島県告示第五百五十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和五年十一月二十八日から同年十二月二十八日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

三好市井川町釜谷七二二三の一、七二二三の二、七二三四の一、七二三四の二及び七二三五の一から七二三五の三まで

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号 ○八八―六二―二四五〇

徳島県告示第五百五十一号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

那賀郡那賀町木頭西宇字下モ屋地八七の二、九三及び九六

徳島県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	2	鳴門池田	阿波市土成町郡字郡原二 二二番一地从先から 同 八五番一地从先まで	旧	一四・四〇一四・六	一一八・一
			同	新	一五・〇〇一八・四	一一八・一

徳島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

139	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
板	船戸切幡上	阿波市土成町土成字高泰 一五〇番一地从先から 同 一四三番二地先まで	同	新	一五・九〇一八・四	一四三・二
				旧	一五・二丁一五・六	一四三・二

徳島県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	阿波市土成町郡字郡原二二二番一地从先から 同 番一地从先まで 一八五	一一八・一	令和五年十一月二十八日

徳島県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 6	徳島上那賀	勝浦郡勝浦町大字棚野字鍛治 地一四番二地先から 同 八番五地先まで 字松岡	一一〇・〇	令和五年十一月二十八日

徳島県告示第五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
鳴門市撫養町木津字前川屋五三三番一、五三三番一、五三五番、五三六番一、五三七番一及び五三八番並びに五三五番地先市有地	徳島市昭和町八丁目五五番地	有限会社優企画
小松島市中田町字蛭子ノ本九〇番二及び九〇番五の各一部並びに九〇番一地先市有地	小松島市金磯町九番一〇号	ベイ・サイド有限会社
板野郡北島町北村字東蛭子六〇番三	板野郡松茂町満穂字満穂開拓一六番地四 リップ ハイツ二〇五号室	鏡原 沙織
同 鯛浜字大西一四七番一、一四九番一及び一五三番七並びに一四八番六及び一四八番七の各一部並びに一四七番一地先町有地	同 北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺不動産
同 中村字福神一六番三及び一七番一	同 鯛浜字かや 一二三番地三	M・Cケアネス株式会社

徳島県選挙管理委員会告示第百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一、二、二二一人

徳島県選挙管理委員会告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六八、四二〇人

徳島県選挙管理委員会告示第百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の阿南選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
阿 南	一九、六九六人

徳島県選挙管理委員会告示第二百二十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六八、四二〇人

徳島県選挙管理委員会告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
STRIVE for ANAN	渡部 友子	遠藤 祐美	阿南市日開野町筒路一五番地一	令和五年十月三十一日
元木はるか後援会	元木 春香	山子 瑞恵	板野郡藍住町住吉字神蔵一七六	令和五年十一月六日
仁志哲也後援会	上古見 浩万	南本 敏宏	名西郡神山町神領字北八四番地	令和五年十一月十三日

徳島県選挙管理委員会告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二十八日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
自由民主党徳島県 21世紀懇談会支部	十川 正明	会計責任者の 氏名	新 福永 関子 旧 福永 保	令和五年 十一月一日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項				異動年月日
		代表者の氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の 所在地	主たる事務所の 所在地	
佐藤正久を支える会 徳島県支部	山崎 忠雄	山崎 忠雄	新 濱 定 夫	小松島市大林町森ノ本二六 一三八	令和五年 十月二十九日	
祝 聡 後 援 会	祝 聡	福田 忠典	佐藤 司郎	徳島市八万町夷山一六	令和五年 十月三十一日	
日本酪農政治連盟		鳴門市撫養町小桑島字前組 一四〇 プレジール鳴門一 〇三号	徳島市幸町三丁目四八番地		令和五年 十月三十一日	

扶川敦後援会	徳島県支部
三原大輔	川田久志
代表者の氏名	代表者の氏名
三原大輔	川田久志
濱本豊	廣澤克典
五月一日	令和五年十月二十七日

徳島県選挙管理委員会告示第百二十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年十一月二十八日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
斎藤たかのぶ後援会	斎藤隆信	令和五年十月二十七日
宮田憲治後援会	宮田憲治	令和五年十月三十一日
中谷秀久後援会	中谷秀久	令和五年十一月十三日

徳島県人事委員会告示第十二号

職員に関する規則（人事委員会規則四一九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和五年十一月二十日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。
令和五年十一月二十八日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	令和四年十一月十七日
徳島県警察官採用候補者名簿	令和四年十一月十七日

徳島県人事委員会告示第十三号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四一九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定したので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第三項の規定により公示する。
令和五年十一月二十八日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

昇任候補者名簿の名称	確定年月日	昇任試験の名称 及び施行年月日	昇任候補者名簿に記載 されている昇任候補者数
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和五年十一月二十日	警部昇任試験 令和五年九月二十七日及び十一月一日	十六名

徳島県人事委員会告示第十四号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四一九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和五年十一月二十日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

令和五年十一月二十八日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

昇任候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	令和四年十一月十七日

令和五年十一月十七日付け徳島県報第六百四十六号徳島県告示第五百二十二号中次のとおり訂正

正 誤

一	ページ
十三	行
勝浦郡勝浦野	誤
勝浦郡勝浦町	正